別 添

基発 1214 第1号
令和2年 12 月 14 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第 340 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第 193 号。以下「改正省令」という。）が令和2年 12 月2日に公布され、令和3年1月1日から施行することとされたところである。改正政令及び改正省令の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達記載の内容については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第1　改正の趣旨

1　改正政令の趣旨

本改正は、「令和2年度第2回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和2年9月4日開催）の議論を踏まえ、ベンジルアルコールを以下の（1）から（3）までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するため、必要な改正を行うものである。

（1）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第1項の規定による化学物質の名称等の表示（ラベル表示）

（2）法第 57 条の2第1項の規定による化学物質の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）

（3）法第 57 条の3第1項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2　改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）別表第２において、ベンジルアルコールを含有する製剤その他の物に係る裾切値（対象物質を含有する製剤その他の物中の当該対象物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象とならない値）を設定するものである。

第２　改正の要点

１　施行期日及び経過措置

施行期日は令和３年１月１日としたこと。ただし、改正政令の施行の際現に存在するベンジルアルコールについては、名称等の表示義務に係る法第57条第１項の規定は、令和３年６月30日まで適用しないこととしたこと。

２　改正政令関係

（１）基本的事項

ア　改正の基本的な内容

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第９に「ベンジルアルコール」を追加したこと。

なお、「ベンジルアルコール」は、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから追加したものであること。

イ　事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

ベンジルアルコールについて事業者が実施すべき事項に係る基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年３月24日付け基発第162号）及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について」（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成27年８月３日付け基発0803第２号）等によるべきものであること。

ウ　留意事項等

ベンジルアルコールは、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質である一方、令別表第９に掲げる物以外の物質には危険有害性が不明なものがあるため、事業者に対して、対象物質以外であっても危険有害性が不明な物質への代替を推奨するものではないことに留意すること。

（２）細部事項

ア　塗料の剥離及びかき落とし作業について

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和２年８月 17 日付け基安化発 0817 第２号（令和２年 10 月 19 日一部改正）。以下「課長通知」という。）の記の２（２）に則ったばく露防止のための措置を行うこと。

イ　ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にベンジルアルコールが含有されている場合は、課長通知の記の３（１）イに則った措置を講ずること。

3　改正省令関係

ベンジルアルコールの CAS 番号及び裾切値は別紙のとおりであること。

別紙

ベンジルアルコールのCAS番号及び裾切値

物質名	CAS番号	裾切値	
		表示 (重量%) (則第30条関係)	通知 (重量%) (則第34条の2関係)
ベンジルアルコール	100-51-6	1%未満	1%未満

※ 上記のCAS番号は例示であり、上記に記載の無いCAS番号のベンジルアルコールを含有する製剤その他の物が存在する場合もあること。